

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月及び51年1月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月
② 昭和51年1月から52年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和50年1月と51年1月から52年3月までの期間について、保険料が未納であるとの回答を受け取った。

会社を退職した昭和45年9月ごろ、当時住んでいたA県B市役所において自身で国民年金の加入手続を行い、毎月の保険料を納付していた。昭和49年2月にC県D市に転居したが、50年1月までの保険料はD市役所に納付していた。50年12月の結婚後はE県F市に転居し、義母が私の分と一緒に家族の保険料を集金に来ていた町内会の人に納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付に関する記憶は、具体的かつ鮮明であり信憑性が認められる。

また、社会保険庁の記録から、昭和48年4月から49年3月までの保険料が、平成20年7月3日に未納から納付済みに記録訂正されていることが確認できるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれることを考慮すると、申立期間①の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間②について、婚姻後において申立人の保険料を一緒に納付したとし

ているその義母は、国民年金加入期間の大部分の期間については保険料を納付済みであることから、申立人の義母の納付意識は比較的高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、その義母が毎月集金に来ていた町内会の人に保険料を納付していたとしているところ、F市役所の記録から、申立期間②当時に申立人が居住していた地域には納付組織が存在していたことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人の保険料を納付したとするその義母は、申立期間②の保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識が高かった申立人の義母が、申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た平成5年5月1日から同年9月30日に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年9月30日まで

平成5年2月から同年9月までの間、A社に勤務しており、同社での給与は、月60万円の支給を受けていた。社会保険事務所の記録では、平成5年5月1日から同年9月30日までの期間に係る標準報酬月額が20万円となっている。当該期間については、53万円の標準報酬月額に対する厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、当初、53万円と記録されており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月21日より後の6年1月11日に遡^{そく}及して20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成5年2月分から同年9月分までの給与明細書における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額と一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年2月15日）及び資格取得日（昭和40年9月17日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月15日から同年9月17日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤めていた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和38年11月16日にA社に入社し、42年2月20日まで勤務した。休職や長期欠勤等をしたことはなかったため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和38年11月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年2月15日に同資格を喪失後、同年9月17日に同社において再度、同資格を取得しており、40年2月15日から同年9月17日までの申立期間は厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、昭和38年9月にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年1月に同資格を喪失した同僚は「申立人は、私が勤務していた間はずっと勤務していたと思う。」と証言している上、上司及び他の同僚も、申立人が継続して同社に勤務していたことを証言している。

また、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同じ仕事（資材管理等の事務）をしていた同僚については、被保険者記録に空白期間は無い。

さらに、申立期間当時、A社において、一度厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後同資格を再取得している者は一人確認できるが、被保険者でない期間は他の事業所で被保険者となっており、ほかに申立期間同時に厚生年金保険被保険者記録に空白期間のある者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険庁のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険庁の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から62年3月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。
私は昭和48年11月に結婚し、国民年金の加入手続と保険料の納付については義母が行った。保険料の納付方法については、義母が私の分と一緒に家族の保険料を集金に来ていた町内会長に納めていたと聞いているので、私の保険料のみが長期間未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその義母から証言を得ることができないため、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A市役所保管の国民年金被保険者名簿から、「平成元年6/15 新規加入手続」との記載が確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶は無いとしている上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 16 日から 62 年 7 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の第四種被保険者としての記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和 61 年 8 月に A 社を退職後、厚生年金保険に任意加入し、保険料を納付した。健康保険の任意継続もしていたが、それとは別に厚生年金保険の任意加入をしていたことは確実なので、申立期間を厚生年金保険第四種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険に任意加入したと主張しているが、厚生年金保険第四種被保険者となるための要件は、厚生年金保険法附則（昭和 60 年法律第 34 号）第 43 条において昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた者と定められていることから、26 年*月*日生まれの申立人は、厚生年金保険の第四種被保険者となることはできない。

また、申立人は、申立期間当時、第四種被保険者の保険料を B 銀行 C 支店又は D 信用金庫本店若しくは同 E 支店で納付したと思うと主張しているものの、両金融機関は当時の資料が残存していないことから、納付について確認することができないと回答している上、申立人も保険料を納付したことを確認できる納付書等の資料を所持していない。

さらに、社会保険事務局に保管されている厚生年金保険第四種被保険者債権管理簿の索引簿から申立人の名前を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和30年10月23日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②のうち昭和29年3月15日から30年10月23日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月から29年2月28日まで
② 昭和29年3月15日から30年12月1日まで

厚生年金記録を照会したところ、昭和27年10月から29年2月末までA社B工場に勤めていた記録が無く納得がいかない。

また、A社を退職後、C社に昭和29年3月から勤めた。記録では昭和30年10月23日に資格を喪失しているが、同年11月末まで勤めていたと思う。証明になるものは無いが、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和27年10月から29年2月末までは、A社B工場に勤務していたとしているが、同僚の証言はあるものの、時期及び期間は特定できず、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所の記録において、昭和27年9月からA社B工場の厚生年金保険被保険者であることが確認できる従業員は、「当時、当該事業所に勤務していた正社員は4人であり、ほとんどは非常勤社員であった。非常勤社員については、厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と証言しており、かつ、申立人と同じく29年3月15日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚等の入社日は、同日より前であることが確認できることから、当該事業所は、申立人を含めた複数の従業員について、同年3月15日までの間は厚生年金保険に加入させない取り扱い

であったことが推認できる。

さらに、A社は、「A社B工場廃止移転及び同工場の業務移管を受けた同社D工場の廃止に伴い、B工場に係る人事記録など資料が散逸したため申立人の勤務実態は不明である。」と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人は、A社B工場退職後の昭和29年3月から、C社に勤務し、30年11月末まで同事業所に勤務したとしているが、C社は、32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に他界しているため、勤務実態について確認することができない。

また、社会保険庁の記録から、申立人が申立期間②のうち、昭和29年3月15日から同年7月21日までの期間についてはA社B工場に、同年7月24日から30年10月23日までの期間についてはC社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるものの、両事業所の同僚から、申立人の両事業所における勤務期間に関する証言が得られないことから、申立人の主張する期間におけるC社での勤務実態が確認できない。

さらに、申立人は厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②のうち昭和30年10月23日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②のうち昭和29年3月15日から30年10月23日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月22日から5年6月ごろまで

「ねんきん特別便」により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

平成4年11月23日、A国出発前にB社の社長に給与を口座振込する際は、雇用保険料だけ控除するようお願いをしたが、5年6月ごろ、A国から自宅に電話した際、厚生年金保険料が給与から控除されていたことがわかったので、B社の社長に連絡したところ、翌月から給与から雇用保険料のみが控除されて振り込まれるようになった。申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていながら、年金記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からA国のC社に派遣されていた同僚の証言及びB社に係る雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、B社に勤務していたこと、及び同社からC社に派遣されて、勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、B社の元事業主は関係資料が保管されていないため不明と回答しており、同社の元事務担当者も不明と証言している。また、申立人の主張する給与額、給与振込額及び保険料控除額から判断すると、申立人は申立期間において給与から保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 5 年 8 月 1 日まで

A社B支店に勤めていた申立期間の給与は、基本給として約 25 万円、歩合給として 15 万円ないし 25 万円を受け取っており、給与総額は 40 万円ないし 50 万円位であった。しかし、年金記録における申立期間の標準報酬月額は 28 万円となっており、受け取っていた給与と大きく異なっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与データから、申立期間に含まれる平成 5 年 1 月から同年 8 月までの申立人に係る厚生年金保険料控除額は 2 万 300 円であることが確認できるところ、この保険料額に見合う標準報酬月額は 28 万円であり、社会保険庁の標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立人のC健康保険組合及び企業年金連合会における平成 4 年 7 月 1 日の被保険者資格取得時の報酬月額及び報酬給与額は、いずれも 28 万円であることが確認でき、厚生年金保険の標準報酬月額の記録と一致している。

さらに、申立人と同一日にA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることから、申立人の標準報酬月額が不自然に低額であるとも言えない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月16日から21年11月23日まで

「ねんきん特別便」が届いたので社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間の照会をしたところ、申立期間における記録は確認できなかったとの回答を受け取ったが納得がいかない。

A社B工場には昭和20年6月19日から翌年の11月23日まで勤め、毎月の給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も引き続きA社B工場（昭和19年10月1日C工場に名称変更）に勤務したとしているが、昭和21年6月1日にC工場の事業を承継したD社は、「終戦後の昭和20年9月にC工場を閉鎖して大量の人員整理を行い、23年5月に同工場の生産を再開するため、21年6月1日に数人の正社員を雇用したものの、当時の記録が無いことから、申立人を雇用したか否かは不明である。」と回答している上、複数の同僚は申立期間も引き続き申立人が同工場に勤務していたかは不明であると証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、D社に勤務したことがないと証言していることから、申立人が申立期間において、C工場及びD社に勤務したことが確認できない。

さらに、申立人は、社会保険事務所が保管するC工場に係る旧被保険者台帳において、「20.9.16」、原因欄に「休止」と記載されていることが確認でき、同事務所が保管するC工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、当時の厚生年金保険被保険者全員が昭和20年9月16日に資格を喪失したことが確認できることから、社会保険事務所の記録は、D社が回答したC工

場を閉鎖し人員整理をした時期と符合しており、同日以降C工場は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが推認できる。

加えて、D社は厚生年金保険に係る昭和35年以前の記録は保管しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料も無いため、保険料の控除については不明であると回答している上、申立人は厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が来て、昭和 44 年 3 月 15 日から 46 年 12 月 1 日まで A 社に勤務していたと社会保険事務所に申し立てたが、申立期間における厚生年金保険の加入が認められないことに納得がいかない。

昭和 45 年 9 月からは国民年金の保険料も町内会の組長の集金で納付していた。A 社には間違いなく 2 年 9 か月勤めたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社においてビン容器の洗浄業務に継続して従事していたと申し立てているが、申立人が同時期に同事業所を退職したとしている同僚は、「昭和 45 年 9 月ごろ、飲料品の容器がビンからプラスチックに変わり製造部門が廃止されたため、申立人と一緒に当該事業所を退職した。自分の厚生年金保険の加入記録に誤りはない。」と証言しており、他の同僚も、「申立人は新容器が出たときに退職したと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間について、同事業所に継続して勤務していたことを確認することができない。

また、申立人の A 社における加入記録と考えられる雇用保険の記録において、申立人は当該事業所に昭和 44 年 3 月 15 日から勤務し、45 年 8 月 31 日に離職したことが確認できる上、その記録は、社会保険庁の厚生年金保険における資格取得日及び喪失日の記録と一致し、かつ、前記の同僚二人も、申立人と同一日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 1 日から 61 年 12 月 11 日又は 16 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できないとの回答を受け取った。

A社には10年くらい勤務し、退職後に失業保険を6か月から8か月間分もらったと思う。失業保険をもらった時期と厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期が合わないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 52 年 3 月 1 日から 57 年 11 月 30 日までA社に勤務していたことが確認できるものの、雇用保険の受給記録によると、申立人は、57 年 12 月 14 日に求職の申込みを行い、同年 12 月 21 日から 58 年 6 月 18 日までの 180 日分について、月額 5,700 円の基本手当を受給していることが確認できることから、申立人が申立期間において引き続き当該事業所に勤務していたとは考え難い。

また、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているものの、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社における被保険者期間は309か月で間違いないが、申立期間に実際に受け取っていた給与額は、昭和54年10月から58年4月までが21万円、同年5月から63年9月までが28万6,000円であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、昭和54年10月から55年9月までの期間は13万4,000円、同年10月から56年6月までの期間は15万円、同年7月から57年9月までの期間は17万円、同年10月から58年7月までの期間は18万円、同年8月から61年9月までの期間は24万円、同年10月から62年9月までの期間は26万円、同年10月から63年9月までの期間は28万円とされており、^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、社会保険庁の記録から、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚に照会したところ、そのうちの二人は、「当時の給与は標準報酬月額のおりであった。」と回答しており、また、事業主は当時の関連資料は保管されていないため申立てに係る事実是不明であると回答している。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人がA社取締役役に就任した昭和58年4月20日以前の申立期間における申立人の標準報酬月額は、申立事業所に係る申立人と同年代の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額より1万円から2万円高いことが確認できることから、申立人の標準報酬月額が不自然に低

額であるとは言えない。

加えて、社会保険庁の記録から、上記の標準報酬月額の設定及び改定は、新規資格取得時及び毎年行われる定時決定時あるいは随時改定時に行われたものであることが確認でき、事業主が、申立人の申立期間に係る上記の標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たものであると推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 8 日から 31 年 5 月 1 日まで
② 昭和 31 年 5 月 1 日から同年 9 月 4 日まで
③ 昭和 31 年 9 月 14 日から 32 年 2 月 27 日まで

年金受給の年齢になり社会保険事務所で年金加入記録を照会した際に、昭和 27 年 5 月 1 日から 32 年 2 月 27 日までの厚生年金保険加入期間については脱退手当金が支給済みであると言われた。

私は、昭和 27 年 5 月 1 日から 29 年 8 月 21 日まで勤務した A 社における厚生年金保険加入期間については、退職後に脱退手当金を受け取った記憶があるが、その後に季節工として勤務した B 社 C 工場、D 社及び E 社 F 工場における厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受け取った記憶は無く、当該期間が年金額に反映されないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととされている申立期間以前の勤務期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の脱退手当金は、社会保険庁のオンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている A 社の厚生年金保険被保険者期間と申立期間における厚生年金保険被保険者期間を支給期間とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自

然さうかがえない。

さらに、社会保険事務所保管のE社F工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同ページに記載されている脱退手当金の受給権を有する女性10人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 573 (事案 97 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から 35 年 7 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 34 年 2 月から 35 年 7 月までの期間の厚生年金保険の加入が確認できなかった。

申立期間については、昭和 34 年の正月休みに実家に帰省した際、近所の方に誘われて、A社に就職した。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人と一緒に就職先のあっせんを受けて同社に就職した同僚は、同社において厚生年金保険に加入しなかったと証言している上、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できないこと、ii) 申立人及び当時の同僚が記憶する同社の従業員数と当時の厚生年金保険被保険者数から、同社では一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったと推認できること、iii) 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の具体的な記憶を有しておらず、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、A社に勤務していたことを示す新たな資料として、上記の就職先をあっせんした人物による申立人の同社での勤務を記述する書簡及び同社勤務当時の写真を提出したが、いずれの資料においても申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。